

平成28年度 第1回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成28年4月28日（木） 午後2時 開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成27年度第8回臨時会）
- 日程第3 承認事項 会議録の承認について（平成28年度第1回臨時会）
- 日程第4 報 告 教育長報告
- 日程第5 議案第2号 宮古島市社会教育委員の委嘱について
- 日程第6 議案第3号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第7 議案第4号 宮古島市総合博物館協議会委員の任命について
- 日程第8 議案第5号 宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第9 議案第6号 宮古島市職員懲戒分限審査委員会への審査依頼について
- 日程第10 その他

議案第2号

宮古島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年4月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

現在の社会教育委員が平成28年4月30日をもって任期満了となり、次の社会教育委員を置く必要があるので、本案を提出します。

宮古島市社会教育委員

任期:平成28年5月1日～平成30年4月30日

	氏名	構成	備考
1	渡久山 春吉	学識経験者	元高校事務長
2	宮川 悟	学校教育関係者	小学校長会
3	宮国 勝也	学校教育関係者	中学校長会
4	島尻 郁子	社会教育関係者	県社会教育委員
5	本永 安子	社会教育関係者	社会教育関係団体
6	仲間 稱	社会教育関係者	社会教育関係団体
7	平良 隆	学識経験者	元学校長
8	与那嶺 敏之	家庭教育関係者	元公務員
9	川満 好信	社会教育関係者	社会教育関係団体
10	奈良 俊一郎	社会教育関係者	社会教育関係団体

議案第3号

宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年4月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市文化財保護審議会条例第4条の規定により、委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市文化財保護審議会委員

任期:自 平成28年 5月 1日
至 平成30年 4月 30日

	氏名	専門区分	備考	任
1	シモジ カズヒロ 下地 和宏	考古	宮古島市史編さん委員長	再
2	サダ ヤマ アンコウ 佐渡山 安公	歴史・民俗	太陽が窯陶芸家	再
3	サカワ ケンセイ 砂川 玄正	歴史・民俗	元市立図書館長	再
4	カミ ヒロキ 岡 徹	動物	元沖縄県立伊良部高等学校教頭	再
5	サウ ユコ 佐藤 宣子	植物	宮古島市史編さん嘱託員	再
6	キンジウ トオル 金城 透	考古	沖縄県立宮古総合実業高等学校教頭	再
7	カヅハラ ケンジ 梶原 健次	海洋	博士(水産学)水産課補佐	再

議案第4号

宮古島市総合博物館協議会委員の任命について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年4月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市総合博物館協議会委員の任期が平成28年5月31日で満了となり、宮古島市総合博物館条例第3条の規定により新たに任命する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市総合博物館協議会委員名簿

任 期 平成28年6月1日～平成30年5月31日

区分	委員名		専門分野	備考
学 識 経 験 者	本永 清	新	民 俗	沖縄県文化財保護審議委員
	安谷屋 昭	再	自然・地質	
	仲地 邦博	新	自 然	宮古野鳥の会会長 (宮古島市史市編さん委員会委員)
	金城 透	新	考 古	総合実業高校 教頭
	小禄 裕子	新	人 文	元博物館学芸員
	佐藤 宣子	再	植 物	宮古島市文化財保護審議会委員
学 校 教 育	瑞慶山 昇	新	美 術	沖縄県立博物館・美術館(前副館長)
	仲間 伸恵	再	工 芸	琉球大学教育部講師 (宮古郷土史研究会員)
社 会 教 育	大城 裕子	新		宮古島市文化協会長
	新垣 則子	新		宮古島市市史編さん嘱託員

議案第5号

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年4月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する必要がありますので本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱の一部を改正する訓令

宮古島市立学校選手派遣補助金交付要綱（平成23年12月22日教育委員会訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第9条第4号中「(登録人数)」を削り、同条に次の1号を加える。

(7) その他必要書類

第11条の見出し中「請求手続及び実績報告」を「実績報告」に改め、同条中「請求書及び実績報告書」を「実績報告書」に改め、同条第3号中「補助金請求書」を「支出証拠書類等」に改め、同条第4号を削る。

様式第1号中「(申請者)」を「住所」に改め、次の1号を加える。

(7) その他必要書類

様式第3号中「(申請者)」を「住所」に改め、「請求書及び実績報告書」を「実績報告書」に、改め、「請求及び」を削り、「補助事業名：」を加え、「補助金請求書」を「支出証拠書類等」に改める。

様式第4号中「宮教委達」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。